



## 第9回 必要だからメガネをしているんです

留置場メガネ制限事件—2018年(平成30年)12月27日勧告

人権擁護委員会委員 古本 晴英 (50期)

この連載も2年目を迎える。1年目は人権擁護委員会が取り組むトピカルな問題や重大事件を取り上げた。しかし、委員会が取り組む課題は、このようなものに限らず、むしろ市井の人の声を地道に取り上げるものの方が多い。連載2年目は普段は日のあたらぬ活動も紹介していきたい。

## 1 救済を求める手紙

世田谷警察に留置されている方から当会に人権救済を求める手紙が届いた。世田谷警察の留置場では2つの眼鏡を同時に所持することができず、利用したいときに申し出て交換してもらわなければならないと困っていると訴えている。上手とは言えない大きな文字で用件だけが記載されており逆に切実さが伝わってくる。

人権擁護委員会で調査が開始され、詳しい事情を確認した。この方は日常生活を送るためには乱視矯正用の眼鏡を必要とし、手許で文字等を見るためには老眼矯正用の眼鏡を必要としている。乱視は人の顔、地面が二重に見える。階段の段も二重に見えるため踏み外す危険があるなど程度は重い。老眼鏡の強度は「+4.00」(注：一般の既製品で最も強いものより更に強い矯正力)と進行しており、裸眼だとまったく文字が読めない。このレベルだと、乱視矯正と老眼矯正の兼用の眼鏡の作成は困難である。

留置場で眼鏡を交換してもらうためには、いちいち警察官に申し出て、私物入れから取り出してもらうことになる。それだけでなく、例えば取調べ等のために裁判所や検察庁に出向くときも1つの眼鏡しか持って出られない。足元を確認するために乱視矯正用の眼鏡をして出ると、作成された供述調書を自分の目で読むことはできなくなる。

## 2 警察署の言い分

世田谷警察にも事実確認とともに、2つの眼鏡を同時に所持できない理由について照会した。2つの眼鏡の持ち出しを許すと、自殺、自傷、あるいは逃走等の事故が生じるおそれがあると主張し、その制限根拠として警視庁被留置者留置規程を挙げた。しかし、1つの眼鏡の利用を許しながら、それとは別の眼鏡を所持させることによって、自殺や自傷、あるいは逃走等の危険が高まるなどということは容易に想像し難い。警視庁被留置者留置規程を取り寄せて確認すると、2つの眼鏡を同時に所持することについて具体的に明記しているわけではなく、そもそも同規程は、留置業務担当者向けの内部規範であって、被留置者の自由の制約根拠になるものではなかった。

## 3 世田谷警察に勧告

眼鏡は心身の諸機能の中でも人の認知機能に直接影響する「視力」を補う「補正器具」である。ありふれた器具ではあるが、これを必要とする者にとっては、十分な視力を有する者と同じように文化的な生活を安全に送るために不可欠な重要な役割を果たす。かかる意味で、眼鏡を必要とするものが眼鏡を使用する権利は、人格の維持、発展、陶冶に関わることとして憲法13条によって保障されるだけでなく、憲法25条の生存権にもその淵源がある。本件では、警察署が2つの眼鏡の同時所持を制限する必要性は乏しく、制限の程度も軽くない。当会は、世田谷警察の対応は人権侵害であると判断し、対応を変更するよう勧告した。

東京でも北京でもパラリンピアンに対して多くの人が声援を送った。身体の機能に不具合があっても、人智を結集させてそれを補ってきたのが人類の歴史である。時代の針の逆回しを許してはならない。